

(仮称)宇都宮市次世代育成支援行動計画(素案)に関するパブリックコメント(結果)

平成17年2月から3月にかけて「(仮称)宇都宮市次世代育成支援行動計画(素案)」に対する意見を募集したところ、4名の方から10件のご意見をいただきました。

つきましては、いただいたご意見の内容とこれに対する市の考え方を公表いたします。

今回寄せられましたご意見は、計画策定の参考とさせていただきますほか、今後の施策の参考とさせていただきます。皆様のご協力ありがとうございました。

1 公表する資料

- ・ 意見の概要と市の考え方(別紙1)
- ・ 宇都宮市次世代育成支援行動計画

2 資料の閲覧方法

(1) ホームページ(各地区センターに設置してあるパソコンで閲覧することも可能です。)

(2) 文書閲覧

閲覧場所	住所	連絡先	閲覧時間
児童福祉課	宇都宮市旭1-1-5 市庁舎2階	028-632-2384	土、日、祝日を除く 8:30~17:00
行政情報 センター	宇都宮市旭1-1-5 市庁舎1階		土、日、祝日を除く 8:30~17:00

(仮称)宇都宮市次世代育成支援行動計画(素案)に関するパブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間 平成17年2月18日(金)～3月7日(月)

(2) 意見の応募者数・件数 4名(10件)

(3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	電話	計
人数		1	1	2		4

2 意見の概要と市の考え方

計画の基本理念・基本目標と施策推進の基本方向について(1件)

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	子ども同士のいじめや差別などの問題に対して、対策を講じていくことも必要ではないか。また、子どもが一人ひとりみんな違うこと、子どもと大人では、考え方があることなどに対し、相互理解を深めるための環境づくりも必要ではないか。	「子どもの権利についての普及・啓発」に取り組むなど、「子どもの幸せを第一に考える環境づくりの充実」を推進する中で、相互理解を深めるための環境づくりを図って参ります。

基本的施策の推進について(9件)

	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	「食に関する健康教育」について。講話では、解決しないと思うので、何か具体的な策があるといい。	食事に関する講話のほか、実習を含む指導などを行いながら充実して参りたいと考えているため、「離乳食や食事に関する講話、料理実習をはじめ食に関する健康教育の充実を図ります」と修正します。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
2	<p>「子育て支援に係る訪問指導」について、なぜ、対人接触を好まないのか、原因を探り、それが差別などの外的要因であれば地域の理解を求め、内的要因であれば家庭訪問やカウンセリングを行うなど、専門的な技術と迅速な対応が必要ではないか。</p>	<p>事業の実施にあたり、地域全体で子育て家庭を支援する施策事業に取り組むとともに、様々なケースに対応するため、専門的な知識の習得や、迅速な対応に努めることにより、家庭が、地域の中で孤立せずに子育てができるよう推進して参ります。</p>
3	<p>障害児を持つ家庭への支援の充実」に関して、障害児を持つ家庭を支援するためには、家庭への支援ばかりでなく、地域の人々が協力して、偏見や差別を取り除くことが必要ではないか。</p>	<p>事業の実施にあたり、障害児を持つ家庭など、すべての子育て家庭に対して、地域全体による支援を行うとともに、子どもの人権を守る社会環境づくりを推進することにより、障害への偏見や差別を取り除くことに努めて参ります。</p>
4	<p>「ひとり親家庭の自立促進のための総合的な支援の充実」の「母子家庭等自立促進計画」の策定について。</p> <p>児童扶養手当は3年後に廃止されるそうだが、これに代わる自立支援について、建設的な議論と施策を求める。</p> <p>母子家庭等自立促進計画の策定にあたっては、母子家庭に対する詳細な実態の調査や、複数の当事者へのインタビュー、公募枠を増やし、多くの当事者の参加を希望する。</p>	<p>ひとり親家庭の自立促進のためには、子育て、就業、経済的支援策などの総合的な支援策が必要であるため、「母子家庭等自立促進計画」の策定にあたっては、経済的支援も含め、総合的な検討を行うとともに、実態調査や会議への公募市民の参加など、市民の幅広い意見を計画に反映して参ります。</p>

	意見の概要	意見に対する市の考え方
5	時間内の保育については、同じサービスを受けているのに、なぜ一定料金ではないのか。	保育料は、すべての人が保育所を利用することができるよう、国の通知に基づき、応能負担の原則により、扶養義務者の前年分の所得税額、市民税の課税状況により算定することとなっているものです。
6	子どもの家におけるサービスの質及び人材の質の向上に関してどのように考えているか。	「子どもの家の拡充と事業内容の充実」の中で、サービスの質の向上を図るとともに、人材育成を行いながら事業内容を充実したいと考えているため、「指導員の資質向上のための研修体制の充実を図ります」の記載を追加します。
7	時代が変わり、放課後の子どもの居場所が問題になってきている。親が働いている子どもと、そうでない子どもに対するサービスの種類が異なることを認識して、それぞれの事業の充実を図ってほしい。	事業の実施にあたり、「子どもの家の拡充と事業内容の充実」を図る中で、昼間、保護者が働いている留守家庭児童の健全育成を図るとともに、在家庭の保護者の児童を含む地域児童全体の健全育成を推進して参ります。
8	子どもの家の運営が、地域の運営委員会に委託されているが、実態として父母が運営していることを考えた上で取り組んで欲しい。	子どもの家事業の実施にあたっては、保護者のほか、地域の人々も積極的に運営に関わることができるよう、運営委員会の充実を図って参ります。
9	子どもの家における、乳幼児とその保護者を対象とする子育て支援については、年間を通じて、午前午後とも利用できるような具体的な案を作って欲しい。	子どもの家事業の実施にあたっては、事業内容の充実を図りながら、効果的な子どもの家の運営のあり方について検討して参ります。